

2022年4月26日

## 放射性物質分析・研究施設第1棟の放射性同位元素等の使用許可に係わる一部 補正について

(1) 2022年3月30日面談以降の原子力規制庁からのコメントを受けての主な変更箇所

1) 使用（一時保管）についての記載の修正

「別記様式第一別紙様式イ別紙 1(2/2) 密封されていない放射性同位元素の使用数量（一時保管）」について、「別記様式第一別紙様式イ別紙 1 密封されていない放射性同位元素の使用数量」としてまとめ、使用であることを明確にする。

また、各添付書面において、「一時保管」としていた箇所を「管理」、「使用施設（一時保管）」については「使用施設（固体廃棄物払出準備室）」と修正する。

2) 施設での分析試料及び非密封の放射性同位元素（以下、「RI」という。）の流れについて記載し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「炉規法」という。）及び放射性同位元素等の規制に関する法律（以下、「RI法」という。）の適用範囲の明確化

添付書面 1 に申請の概要として、放射性同位元素の使用目的と施設の位置づけ、RI の受入から廃棄までの流れ及び施設の概要を追記する。RI の受入から廃棄又は引き渡しまでのフローについては、炉規法又は RI 法の対象となる部分を明確となるように整理する。

また、RI の流れを明確にするため、添付書面 4 において排水の処理方法及び核種を明確にする。

3) その他所要の見直し

①別記様式第一別紙様式イの「使用施設の位置、構造及び設備」、「貯蔵施設の位置、構造及び設備」及び「廃棄施設の位置、構造及び設備」について「地崩れのおそれはない」を「地崩れのおそれは少ない」、「浸水のおそれはない」を「浸水のおそれは少ない」に見直しを行う。

②別記様式第一別紙様式イの「貯蔵施設の位置、構造及び設備」における貯蔵容器の構造及び材料に、蓋つきを追記する。

③別記様式第一別紙様式イの「廃棄施設の位置、構造及び設備」における廃棄の方法の液体状のもの及び固体状のものについて、炉規法又は RI 法の規制を受けるもの等について明確に記載する。

- ④添付図面 1 について、第 1 棟の位置が明確となるよう追記する。
- ⑤添付図面 3-1、2、3 及び 4 について、管理区域内の空白の部屋名だった箇所について部屋名を追記する。
- ⑥各添付図面について、文字の識別がしづらい部分について、明確となるように図面を修正する。
- ⑥添付図面として貯蔵箱の概略図 (3-5)、管理区域用排風機の概略図 (3-6)、フード用排風機の概略図 (3-7)、鉄セル・グローブボックス用排風機の概略図 (3-8)、分析廃液受槽 A,B,C (3-9)、塩酸含有廃液受槽 (3-10)、設備管理廃液受槽 A,B (3-11) 及び保管廃棄設備の概略図 (3-12) を追加し、各図面に標識の貼り付け箇所を明示する。

(2) 2022 年 4 月 1 日付けでの理事長及び副理事長の交代に伴う変更

別記様式第 1、登記事項証明書 (補正申請時に添付)、精神の機能の障害に関する医師の診断書及び欠格事項非該当誓約書について、理事長及び副理事長交代に伴い変更する。

以上